

坂平末雄副議長に対する副議長辞職勧告決議を行うため本案を提出する。

令和3年6月23日

提 出 者	飯塚市議会議員	金 子 加 代
	〃	永 末 雄 大
	〃	深 町 善 文
	〃	江 口 徹
	〃	小 幡 俊 之
	〃	秀 村 長 利

提案理由

5月臨時議会における坂平末雄副議長の議事運営は、公正な議会の運営とは言えず、かつ議会の先例や議決に反するものであった。よって、坂平末雄副議長に対する副議長辞職勧告決議を提出するものである。

坂平末雄副議長に対する副議長辞職勧告決議（案）

坂平末雄副議長は、令和3年第3回飯塚市議会臨時会において、議長であった上野伸五議員より開会直後に議長の辞職願を受け取ったにもかかわらず、先例に従い緊急事件として取り扱うことをしなかった。

さらに、辞職願提出後に開かれた20日の議会運営委員会においても、辞職願が出されたことさえ公にすることもせず、辞職願が出されたら当然に行われるべき日程追加をすることを怠った。

議長の辞職の許可は、先決事項であり、この行為は決して許してはならない。

また、20日の本会議において、延会が否決されたにもかかわらず、会議時間延長の手続を行わず、議会の議決を無視する行動を取った。

そして、24日の本会議においても、開会前に複数の会派から先例どおり議長の辞職の許可とその選挙を議会の最優先事項として取り扱うよう強く求められていたにもかかわらず、議長の議事整理権を濫用し、議長の辞職の許可とその後に行われるべき議長選挙をいたずらに延ばし、議会の代表者を速やかに選出する議事を運営せず、議会を混乱させた。

また、その中で、本会議で、議長の辞職を緊急事件としてただちに議事日程に追加し、辞職の許可を諮るよう求める動議が出されたにもかかわらず、休憩とした上で、会議を開かなかったばかりか、適法に提出された開議請求にも応じなかった。

25日の本会議においても、辞職の許可後は、速やかに行われるべき議長選挙をいたずらに延ばした。

以上のような議事運営は、地方自治法等違反の懲罰にも当たると思われ、立法機関の職にある者として、また議長が事故あるときに代理してその職を務める副議長として、とても容認できるものではない。

議長及び副議長の最大の使命は、公正な議会の運営であり、それは議員との信頼関係の上に成り立つ。

議長の辞職の許可を速やかに諮らず、議決を無視し、議長選挙を妨害した今回の副議長の議会運営は、公正な議会運営とは対極にあり、議員との信頼関係を壊す暴挙である。

よって飯塚市議会は、坂平末雄副議長に対してただちに副議長を辞職されることを勧告する。

以上、決議する。

飯 塚 市 議 会